

奈良県告示第三百八十五号

次の河川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第四項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第三条第一項の規定に基づき、告示する。

なお、その関係図面は、奈良県県土マネジメント部河川整備課のほか、それぞれ次に掲げる土木事務所に備え置いて、閲覧に供する。

令和四年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

水系名	河川名	閲覧場所
大和川	檜川	奈良県奈良土木事務所及び奈良県郡山土木事務所
大和川	布留川北流	奈良県奈良土木事務所、奈良県郡山土木事務所及び奈良県中和土木事務所
大和川	実盛川	奈良県郡山土木事務所
大和川	大門川	奈良県郡山土木事務所
大和川	栗原川	奈良県中和土木事務所